

岐阜県伝統的工芸品産業支援補助金交付実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、岐阜県伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について定めるものとする。

(定義)

第2条 要綱における用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 要綱第4条第1項に定める工房は、次の要件を備えた工房をいう。
 - 一 経済産業大臣指定の伝統的工芸品（以下、「伝統的工芸品」という。）製造に要する設備を有していること。
 - 二 伝統的工芸品製造に要する道具を備えていること。
 - 三 その他伝統的工芸品製造に必要な作業場等を有していること。
- (2) 集約化 組織再編（合併、事業譲渡、事業承継等）又はこれに類する行為により、同業他社の業務の全部又は一部を引き継いだ上で、新たに自らの要員及び設備を使って実施することをいう。
- (3) 内製化 以下のいずれかをいう。
 - 一 自らの事業活動に必要な業務について、これまで外注していたものを新たに自らの設備を使って実施すること。
 - 二 製造工程の前工程や後工程など他の事業者が行っていた関連工程について、新たに自らの設備を使って実施すること。
- (4) 県内の学校 県内に所在地のある小学校、中学校、高等学校をいう。

(補助事業者の要件)

第3条 伝統的工芸品工房設置支援事業を行う者は、次の要件を備えたものでなければならない。

- 一 現在、工房を設置していないこと。
- 二 補助対象事業を実施する意欲と能力を有すること。
- 三 工房設置後、5年以上継続して伝統的工芸品の製造業に従事する強い意思を有していること。
- 四 県内に工房を設置する者であること。

第4条 伝統的工芸品工房設置支援事業を行う者で、産地組合等の構成員でない場合は、前条第一号から第四号までの要件を備え、事前に県に協議したうえで、産地組合等に伝統的工芸品を製造できる者と認められた場合は、要綱第2条第11号を適用する。

第5条 伝統的工芸品工房設置支援事業又は伝統的工芸品作業集約化・内製化支援事業を行う者は、工房を設置した翌年度から起算して5年間、知事が別に定める期日において、当該補助事業に係る過去1年間の活動状況について岐阜県伝統的工芸品産業支援補助金に係る状況報告書（別記1号様式）を作成し、翌月末までに知事に報告しなければならない。

（補助事業の要件）

第6条 伝統工芸品生産道具等整備支援事業において、次の各号に該当する場合は補助対象としない。

- 一 単価が税抜き5万円未満である場合
- 二 同一商品を3個以上購入する場合

第7条 要綱第15条第3項に定める補助金の返還額は、当該工房に関し、減価償却の方法により算定した残存価額を補助対象額で除して得た額に、交付した補助金の額を乗じて得た額とする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。